



## “ 空家の解体補助金のご案内 ”

市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好な住生活環境、定住環境の形成や保全、土地の利活用を目的として、空家の解体を行う人に補助金を交付します。

20万円以上の空家解体工事に工事費の10分の1、限度額20万円  
**最大30万円**（加算額※を含む）を補助します。

### ① 対象となる人

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 空家の所有者またはその相続人又は空家の所有者から同意を得た人
- イ) 市税を滞納していない人
- ウ) 暴力団員でない人

### ② 対象となる空家

個人が所有する空家で次のいずれかに該当するもの（法人不可）

- ア) 1年以上の空家
- イ) 特定空家となった空家



〈良好な住環境のために！〉

### ③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工事業者に発注するもの
- イ) 空家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- ウ) 公共事業による解体でないもの
- エ) 空家活用支援事業補助金（空家リフォーム補助金）をもらっていないもの
- オ) 完了実績報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- カ) 工事着工前であるもの

\*工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

キ) 必要な手続きを行うもの

\*完了時の提出書類で確認します。詳細は裏面をご覧ください。

### ④ 対象となる解体工事

空家の全部を解体する工事（敷地内の附属建物、塀、植栽等を同時に解体する場合は、これらを含めて補助対象とすることができます。）

\*住んでいる住宅敷地内にある車庫、倉庫、物置等の付属建物や工作物は対象外です。

### ⑤ 補助金の額

20万円以上の解体工事に對し10分の1を補助します。ただし、限度額は20万円です。

### ⑥ 加算額※

居住誘導区域内にある空家の場合は、補助額に10万円の加算があります。

### ⑦ 補助金の制限

同一年度につき1回限りです。

### ⑧ 申込期間

令和7年4月1日（火）から

※予算に達した時点で終了となります。



問い合わせ  
建築住宅課（第二庁舎2階）  
☎ 0279-25-7191

### ⑨ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類（コピー可）を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) 空家の写真
- ウ) 見積書（市内業者に限る。）
- エ) 売買契約書（空家を購入した場合）
- オ) 同意書（様式第2号）（申請者が同意を受けた場合）
- カ) 住民票（市外にお住まいの人に限る。）
- キ) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）またはこれに代わるもの \*注1
- ク) 空家の登記事項証明書 →法務局  
（未登記の場合は、直前の固定資産税・都市計画税納税通知書）
- ケ) 所有者と申請者の関係がわかるもの →市民課（本庁・行政センター）  
（相続していない場合、戸籍謄本など）
- コ) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

**\*注1** 涉川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。  
本人確認のため、身分証の提示をお願いします。  
市外にお住まいの人は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

### ⑩ 完了時の提出書類

工事が完了したら、下記の書類（コピー可）を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書
- イ) 補助金（変更）交付決定通知書
- ウ) 領収書または支払いが確認できる書類（振込用紙等）
- エ) 解体完了後の写真
- オ) 石綿事前調査結果の報告 \*注2
- カ) 「産業廃棄物管理表 建設関連廃棄物マニフェスト（E票）」
- キ) 下請契約書等（申請書記載の業者とマニフェスト記載の業者が違う場合）

**\*注2** 石綿事前調査結果とは、石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき、労働基準監督署に事前調査の結果等の報告をした報告書です。

#### \*対象となる空家の例

例1



例2



上記以外に対象となる場合もありますので、建築住宅課までご相談ください。

空家の管理は、所有者の責任です。  
適切に管理しましょう。